



関自整 第213号
平成15年9月10日

自動車整備振興会
関東ブロック連絡協議会会長 横田 英一 殿

関東運輸局自動車技術安全部長

小田 曜作



指定自動車整備事業に係る不正行為の防止の再徹底について

自動車整備事業者による不正行為については、「指定自動車整備事業に係る不正行為の防止について」（平成14年3月15日付け、関整整第447号、関整車第3059号）により周知徹底に努めてきたところであるが、最近、管内の指定自動車整備事業者（ディーラ工場）のフロントマンが受注台数不足を補うため自動車検査員と結託して、点検及び検査を実施せずに保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付し、自動車検査証の有効期間の更新（いわゆるペーパー車検）を不正に行っていた事実が判明した。

この不正行為は、保安基準適合証及び保安基準適合標章交付責任者が本来確認すべき事項を的確に確認していなかったこと及び2名のフロントマンと当該事業場で選任されているすべての自動車検査員（5名）がペーパー車検に係わっていたことから、事業場ぐるみで行われていたことが懸念される。

このような不正行為は、単に当該事業者及び従業員が法規上の処分を受けるのみにとどまらず、指定自動車整備事業制度の社会的信頼を失墜させるばかりか、整備業界全般に多大の影響を及ぼすこととなり、極めて遺憾である。

ついては、かかる不法行為の絶滅を期するため、先に発した「指定自動車整備事業に係る不正行為の防止について」（平成14年3月15日付け、関整整第447号、関整車第3059号）の再徹底をお願いする。